

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の規定による。

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を加算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を加算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業</p>

<p>に係る同条第2項の規定による拠出金の100分の50に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金に相当する額を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所屬割合（以下「退職被保険者等所屬割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）</p>	<p>支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所屬割合（以下「退職被保険者等所屬割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）</p>
<p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調</p>	<p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調</p>

整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）法第72条の4の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）法第81条の2第1項の規定による交付金その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法第72条の3第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）の額の合算額

(3) ……略

(保険料率)

第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎賦課額の所得割 100分の6.06
- (2) 基礎賦課額の被保険者均等割 28,700円
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の2.14
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 10,700円
- (5) 介護納付金賦課額の所得割 100分の1.55
- (6) 介護納付金賦課額の被保険者均等割 14,100円

(保険料の減額)

第23条 保険料の賦課期日又は当該期日後に保険料の納付義務が発生した日において世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことににより被保険者の資格を喪失

整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）法第72条の4の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法第72条の3第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）の額の合算額

(3) ……略

(保険料率)

第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎賦課額の所得割 100分の5.79
- (2) 基礎賦課額の被保険者均等割 27,600円
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の2.18
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 10,800円
- (5) 介護納付金賦課額の所得割 100分の1.72
- (6) 介護納付金賦課額の被保険者均等割 14,800円

(保険料の減額)

第23条 保険料の賦課期日又は当該期日後に保険料の納付義務が発生した日において世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことににより被保険者の資格を喪失

した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第11条に規定する基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額と第14条に規定する基礎賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。)、後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2に規定する後期高齢者支援金等賦課額と第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。)及び介護納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額とし、当該減額して得た額が次条に規定する額を超えるときは、当該額とする。この場合において、総所得金額の算定については、同法第313条第3項、

した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第11条に規定する基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額と第14条に規定する基礎賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。)、後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2に規定する後期高齢者支援金等賦課額と第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。)及び介護納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額とし、当該減額して得た額が次条に規定する額を超えるときは、当該額とする。この場合において、総所得金額の算定については、同法第313条第3項、

<p>第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の算定についても、同様とする。</p> <p>(1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯</p> <p>ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>20,090円</u></p> <p>ハ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>7,490円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>9,870円</u></p> <p>(2) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について <u>260,000円</u>を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯</p> <p>ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>14,350円</u></p> <p>ハ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>5,350円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>7,050円</u></p> <p>(3) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について <u>470,000円</u>を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯</p> <p>ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>5,740円</u></p> <p>ハ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>2,140円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、</p>	<p>第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の算定についても、同様とする。</p> <p>(1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯</p> <p>ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>19,320円</u></p> <p>ハ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>7,560円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>10,360円</u></p> <p>(2) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について <u>245,000円</u>を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯</p> <p>ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>13,800円</u></p> <p>ハ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>5,400円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>7,400円</u></p> <p>(3) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について <u>450,000円</u>を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯</p> <p>ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>5,520円</u></p> <p>ハ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、<u>2,160円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、</p>
--	---

2,820 円

(賦課限度額)

第 2 4 条 第 12 条の 2 第 1 項又は第 14 条に規定する基礎賦課額にあっては 520,000 円を、第 16 条の 2 又は第 18 条に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあっては 170,000 円を、第 20 条の 2 に規定する介護納付金賦課額にあっては 160,000 円を超えることができない。

附 則

1～4

……………略……………

2,960 円

(賦課限度額)

第 2 4 条 第 12 条の 2 第 1 項又は第 14 条に規定する基礎賦課額にあっては 510,000 円を、第 16 条の 2 又は第 18 条に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあっては 160,000 円を、第 20 条の 2 に規定する介護納付金賦課額にあっては 140,000 円を超えることができない。

附 則

1～4

……………略……………

(平成 23 年度から平成 26 年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

5 平成 23 年度から平成 26 年度までの各年度における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは、「保健事業に要する費用の額、法附則第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 100 分の 50 に相当する額」と、同条第 2 号中「その他」とあるのは、「法附則第 26 条第 1 項の規定による交付金その他」とする。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者)をいう。以下同じ。)が前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(65 歳以上である者に係

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者)をいう。以下同じ。)が前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(65 歳以上である者に係

るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、当分の間、同条中「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)」とする。

るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、当分の間、同条中「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

7 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条第1項の規定の適用については、同項前段中「350,000円」とあるのは、「390,000円」とする。

(平成22年度以後の保険料の減免の特例)

6 当分の間、平成22年度以後の第31条第1項の規定による保険料の減免については、同項第2号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

8 当分の間、平成22年度以後の第31条第1項の規定による保険料の減免については、同項第2号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条第1号及び第2号の改正規定、第23条第2号の改正規定(「245,000円」を「260,000円」に改める部分に限る。)、同条第3号の改正規定(「450,000円」を「470,000円」に改める部分に限る。)及び第24条の改正規定並びに附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とし、附則第7項を削り、附則第8項を附則第6項とする改正規定は、規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市国民健康保険条例第22条、第23条及び第24条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。